令和 3(2021) 年度第 2 回伊丹市人権教育 · 啓発施策審議会議事録

【開催日時】令和3年(2021年)7月13日(火)9時00分~11時00分

【開催場所】伊丹市役所 本庁 3 階 議員総会室

【出席委員】石元委員、曽我部委員、榎井委員、田中委員、松本委員、三浦委員、武田 委員、落合委員、(8名出席、順不同)

【事務局】 下笠市民自治部長、浜田市民自治部参事兼人権教育室長、今西人権教育室 主幹、谷人権啓発センター所長、松本同和・人権推進課長、同和・人権推 進課職員

【署名委員】田中委員、松本委員

【傍聴者】 16 名

【議事次第】

- 1 傍聴定員の決定
- 2 議題
 - (1) 人権教育・啓発の基本的な視点や方向性について
 - (2) 個別の人権課題に関する成果及び課題並びに今後の方向性について
- 3 閉会

【会議内容】(要旨)

議題(1)人権教育・啓発の基本的な視点や方向性について

会 長: 前回からの引き続きとなる、議題(1)「人権教育・啓発の基本的な視点や方向性について」に入る。前回の資料4の1ページ目の部分と、資料1の伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の冊子、13ページから17ページで13ページの「3.人権の概念と人権尊重の理念」、「4.人権教育・啓発の定義と基本的視点」、16ページの「1.人権の普遍的な視点からの取組」に関して、意見をいただきたい。

A委員: 私が今の社会全体で足りていないと思うのは、今、この地域で生活している人たちの中に、しんどい状況になっている人が大勢おり、その人たちのことを、あまり詳しく分かっていないこと。

例えば、私は虐待問題関連の啓発を行っているが、私の家族はみんな障が い者で、私以外は障害者手帳を持っており、サポートはできる限り受けてい るが、地域に住んでいる人々が障害についての理解がない、学校の先生があ まりわかっていない。個人的な話になるが、私の娘は小学2年生で知的障害 があるが、今年、支援学級の担任の先生に、勉強をたくさんしてもらい、普 通学級に戻れるようにする、と言われて少しびっくりした。その言い方だ と、私の娘はいつも一生懸命勉強をしているが、まだ足りないみたいな。宿 題をたくさん出され、何時間やっても終わらない。それで、私の母親が、こ れは無理ですと言って、担任の先生は少し理解してくれた。学校の先生であ ってもそういうところがあるので、やはりすべての人。市民すべての人に対 して、障害に関するもの、虐待であってもそうであるが、さまざまな場面に さまざまな人がいて、どういうことが困っているのかを、地域の人に知って もらい、地域の人みんなで助け合いながらやっていくのが、私は一番いいの かなと。実際のところ行政が市民一人一人の虐待などの人権侵害を受けてい る人のサポートを行政だけが責任を持ってやるではなく、もちろん行政の人 にも深く理解してもらいながら、地域の人にもよく理解してもらい、みんな でサポートして繋がるような、方針ができたらいいと思っている。

会 長: 要するに、多様な当事者がおり、そういった当事者が抱える問題というの を周囲の人が十分理解していない場合が多く見られるので、その理解が深ま り、さまざまな助け合いや、支援などの道が開けていくのではないかという ことでよいか。

A委員: そのとおりである。

B委員: 最初に基本的な部分を考えるときに、抽象的で、かつ正しい言葉で書くっていうことにならざるをえない。それを、さらに世界水準にまで高めていくことが、ここでの何か一つのねらいっていうのもよく分かる。しかし、日本国憲法を見ても、あれだけ抽象的なことが何十年もそのまま変わらずにあるのは、それはその抽象的な言葉の中に、真実があるだけではなくて、その前提にある、日本の敗戦という出来事があるがゆえに、抽象的な理念がとらえ直されるから、意味を持ってくる。

私は、伊丹市ということにすごくこだわるのだが、伊丹市が抱えている問題があるからこそ、この基本方針を作ると思っている。そう考えると、この方針には表れないかもしれないが、伊丹市が抱えている独特な問題とは何か。それは本当に個別的であり、さまざまな差別が重なっていたりする問題もあると思うので、そういうものが具体的にイメージされるからこそ、理念というのが、全ての人に、具体的に伝わる。そうでなければ、他の市や県、国で作っている人権の方針は、どれも正しい。しかし、それは市ごとに、市民に分かるような形にしていかないと、伊丹市でわざわざこれを作る意味がないのではないかと感じている。

そのうちの一つは、A委員が言われた、具体的にどんな人たちが、どんな ふうに苦しんでいるかが分からないという現実。行政も頑張っているが、全 部とらえられてきれてないと思う。そういうものを全てすくい上げた上で、 それを象徴するような基本理念を作ることが、必要ではないか。

C委員: 第1回目の審議会議事録の6ページ、7ページの下に書いてある、A委員 発言の10年間培ってきた様々な経験や、課題。そういったところでの反省 点も含めた総括を、まずは整理をする必要があるのではないかと。

もう一つは、B委員発言の、現行の方針は、かなり細かく書いているところがあるという指摘があったかと思う。理念や基本的な考え方のところについては、もう少し普遍的なところを中心に、粗いものでもいいのではないかなというようなイメージを持っている。

もう一つは、E委員発言で、やはり普遍的な話が大事だという話もある、 その中で今、世界的な規模でいろんな動きがされている SDGs や、伊丹に特 化した課題などを盛り込むというところも必要だと。そういった視点も必要 ではないかと感じた。

D委員: 伊同教の会長という立場から、いろんな地域の問題も耳にしている。そのことを大前提に取り上げないと、伊丹市がこれをする意味はないことを前回も言ったが、基本方針を作るときに、抽象的な世界平和みたいなことから始まらないと文書ができないのかというところは置いておいて、それぞれの問題点はもう上がってきている。

このことから発展させて、今回の方針には、全部を書き込むことはできな

いと思う。一つ一つの問題は書き込むことはできないと思うが、問題が起こっている、そしてその受けどころはどこである、そして今までこういうふうに対応してきたが、ここまでできていない、そして今後 10 年間どうしていきたい。そういうことが具体的に書き込まれないと、きれい事だけで、1 年間かけてできたと言っても私は意味がないと思う。

第1回の審議会でE委員がおっしゃった SDGs はキャッチーである。市民の目を引くというところではそれも必要かなと。その具体的な内容と、やはり政策ができても、人間一人ひとりの心、これは感情的なことになるかもしれないが、そこが大事だと思う。だから、教育がとても大事。しかし、そのことをここに全部書き込んで、それもやれっていうのはすごく難しい。だから伊同教などがあり、そちらで考えるといった第二段階の方式についても、そういうことを取り組んでいるということを記載することができるのではないかと考える。

E委員: 私も伊丹の抱える問題であるとか、各個別の論点について検討するという ことは不可欠だと思う。ただこの 13 ページから 16 ページのところの今の検 討で言うならば、理念は理念としてやっぱり押さえないと、話が大きな視点 から進んでいかないのではないかと考えている。やはり人権とは、一体何な のか。そこが決まらないと、個別の論点に波及していかないのではないか。 具体的に言うと、憲法で考えられている人権は、基本的には自由権。自分が 自由に生きられるということ。誰からも邪魔されずに、誰からも差別されず に自由に生きていけることが、憲法 13 条で、一番大切にされている個人の 尊厳っていうところを中核とした価値が憲法のはず。すべての人が人権を持 っているから、皆それぞれ人権を大切にしていきましょうというところが、 基本的な視野。ただそれが、現代社会になると、簡単にうまくいかない。そ れを行政やいろんな団体が、バックアップしていく。生存権含め社会権など の新しい人権と言われるものができて、そこが逆に大きくクローズアップさ れている、という大きな憲法的な視野っていうか人権の流れである。そうい うところを押さえて、今伊丹でどうなんだというところを、議論しないとい けないのではないか。

また、この書きぶりは抽象的すぎて、かつ、総合的であるが、視点がぼやけていると思う。意見いただいた各論が重要なことは私も否定はしないが、13ページから17ページの記述について言えば、そのような話になるのではないかと考えている。

F委員: 現基本方針では、全般的にかなり広い課題を取り上げており、かつ、それをあらゆる場において人権教育を行う。要するに、幅広い問題を幅広いところで啓発していくという方針である。そういう意味では包括的だと思うが、その中で気になったのが、学校などで子どもへ啓発するのは当然ではある

が、難しいのは大人に対しての啓発。重要なのは大人に対する啓発であり、かつ、その中でも、特に重要なのは、力を持っている人たちに対する啓発だと思う。例えば、地域における、企業の経営者や、議員など、その他、地域における非常に力を持っている方々に、この問題意識を深めてもらうのは、一番重要ではないか。しかし、それに関してあんまり言及がなく、現方針でも若干言及はあるが、今言ったような方々に対するものを対象にするということは明示的に言及がないので、ぜひ入れるべきではないか。

G委員: やはり、教育・啓発と一緒にどうやって擁護していくのか、声を上げた時 に本当に一人一人の声を拾っていくのに、課題別の相談窓口だけでいいの か。

伊丹市としての人権教育・啓発があれば、同じように相談に応じるではなく、一人ひとりの「それはおかしいという声」を受けとめるシステム、日本にもまだそういうシステムはできていないと思うが、両輪で考えていくべきではないかと思う。啓発ばかりしても、本人が声を上げにくい、どこの分野にも該当しないから黙っておこうなどがあると思う。それが、今の分野別の相談窓口でいいのかということは、気になっている。大胆な意見であり、実現するか分からないが、相談窓口の意見を集約するではなくて、人権侵害に遭った当事者の救済をするためにどんな手法が必要なのか、そういうことをやるべきではないかと思っている。

声を上げにくい人たちの声や、言っても仕方がない、或いはそれは被害意識ではないかなど、そういったものの声が上げられ、救済されるということと、教育・啓発とは、やはりセットになっていくべきというのは前回も言ったが、そういった一歩踏み出させないかという気持ちである。

- 会 長: 個別課題の窓口だけではなくて、包括的にさまざまな声を拾い上げ、対応 できるような、そういう先進的な事例はあるのか。
- G委員: あるのかもしれないが、私自身は聞いたことがない。例えば、子どものオンブズマンはいくつかできていると思うが、人権オンブズマンというシステムを持っている自治体があるかどうかは分からない。専門の方がいれば、教えていただきたい。
- E委員: 伊丹市でも権利擁護センターというのを設けており、さまざまな問題が起きたときに、専門家やさまざまな担当者などが、集まり解決を考える。そのコーディネート機能を権利擁護センターが行う。

ただし、相談窓口同士の連携というところまでも至ってないと思うし、或いは実際に解決に導ける活動が今できているのかどうかいうと、問題はあると思う。たてつけとしてはあるかと思う。

C委員: E委員から案内のあった伊丹市権利擁護センターは、2年前から社会福祉協議会が市から委託という形で実施している。もともとは、地域・包括支援センターでは、高齢者や障がい者などさまざまな課題や、またそれが複層したような課題があがってきており、人権に絡むような内容があれば、伊丹市の権利擁護センターの方に情報が回り、社会福祉協議会の中で一体化した形で、組織横断的に対応している。

地域・包括支援センターというのが市内にあり、それを総括した形で基幹型の地域・包括支援センターというのを社協が担っている。E委員の案内のあったとおり、コーディネートしながら問題解決をしている。

A委員: 私があったらいいと思うのが、コミュニティカフェのようなものが地域にあり、子どもが遊べる場所があり、保護者は子育ての相談、高齢者は介護の相談といった、そこに行けば、さまざまなサービスにつなげてくれるなど。例えば、困っている当事者と関係者がそこに集まり、地域やさまざまなサービスで、どのようにサポートしていくかを相談する。理想はそういうのがあったら、一番いいと思う。

会 長: 具体的な手法で言えば、何かあるか。

A委員: 私の地域では、子ども食堂があるのだが、例えば、食べるものがないという子どもに食べさせる。私の経験では、ネグレクトなどの虐待を受けて、しんどい状況の人は、子ども食堂までたどり着けない。

また、地域で、助け合いセンターがあるが、こういうことをして欲しいと言っても対象ではないと言われる人が結構いる。そういうときに私の家では、ボランティアでいろいろしている。そういうこともあり、困ったときに、次につなげられる場所があるのが理想である。

B委員: 基本的理念、人権の概念を考えるときに、E委員が言われたように、自由権から社会権へ続いて、権利擁護センターや人々の居場所の場の必要性はあるが、すでに伊丹で動き始めている。それがこの普遍的な問題と、こんなふうに結びつくというのを最初に書くことが、新しい視点として成り立つのではないかと思う。

会 長: 確かに間違ったことは書いていない。しかし、読んでいる市民の心に響かないのは、やはり抽象的だからである。具体的な伊丹市の問題を書き込むと、文章が長くなるばかりである。今のB委員の意見である、今取り組んでいるものと結びつけていくというのは、すごくいい示唆をいただいた。

A委員: 進め方について、例えば、それぞれの委員が、方針に入れてほしい言葉を

提出し、とりまとめて見ることはできるのか。

会 長: 次回には、たたき台的なものを出して、各委員のさまざまな意見を出して もらうので、今意見を出せば、たたき台に反映できる。

A委員: 了承した。

会 長: この基本方針の書き方は、他の自治体も似たような形であり、まずは理 念、そのあとに個別の人権課題を並べて、各取組や課題を述べていくという 形になっている。

しかし、私が思うに、「人権問題」というと、多くの人は「差別問題」だと理解される人が多い。「人権教育」というと、「差別の問題の教育」だと感じ取る人もたくさんいる。だから、「人権」と言うと、「自分とは関係がない」と思ってしまうところはあると思う。

現基本方針の書きぶりを見ると、あらゆる人が生まれながらに人権を持っているからこそ、人権は、全ての人が持っている問題で、全ての人が当事者である、ということは分かる。

要するに、人権というのはみんなの問題で、「他人事ではない」。さまざまな人権課題は、多くの人は自分の問題と感じない。例えば、高齢者の人権で言えば、高齢者すべての人の人権であるが、ピンとこないところがある。どうしても高齢者の人権と言うと、高齢者の虐待の問題、或いは加齢によるさまざまな障害を持っておられる方の問題など、すごく限定されて考えられる傾向にあると思う。

最初のところで、人権というのは全ての人の問題で、全ての人が当事者、 自分事として考えて行く必要があるということを、押さえておく必要があ る。

もう一点は、現基本方針の14ページ「人権教育・啓発の基本的視点」の「②発達段階等を踏まえた効果的な方法の選択」に、「学校、家庭、地域、職域など、あらゆる場所と機会を通じて、こういった人権教育・啓発を推進します」と記載しており、家庭も上がっている。学校は、人権教育というイメージができる。また、地域は、さまざまな講演会、学習会のイメージができる。職域は、人権研修を事業所で取り組むというイメージができる。しかし、家庭はピンとこないが、家庭は大変重要である。私はよく学生と話していて感じることがあるが、例えば、中学校、小学校で部落問題を習って、家に帰って親に話すと、親から全然違うことを聞かされる。学校で習ったものは、実はそうではない。マイナスな情報を親に聞かされてすごく戸惑った。或いは、部落問題に関して、親、或いは大人たちは、普通のしゃべり方ではない、ひそひそ話であって、すごく異様な感じがして、部落問題についての暗いイメージ、マイナスイメージを持ってしまったという学生もいる。

また、家庭という場は性別役割分担に関して、フリーなものを身につければいいが、女性を見下す、そういう見方を家庭の中で持ってしまうなど、家庭というのは、大変重要な位置にある。

しかし、こういう書きぶりだと並べられているだけで、家庭が持つそういった大きな役割、或いは問題性を踏まえておくことが大事である。

B委員: 人権問題が他人事ではなく、自分事で私たちの問題であるということに、 結局マジョリティである我々が、ほとんど意識もしないうちに、いろんな行動をとること自体が差別に繋がるということを、明確に最初に書いたほうがいいと思う。

また、今、家庭内で言っている内容も、先生から教わったことと、祖父母から聞く話とずれている時、子どもは先生よりも、自分の身近な人のいうことを信じる。先生より、家族の言うことの方が大事と子どもも思うので、そういうことがごく普通に起こるということを、基本方針の最初のところで書いておく方がいいのではないかと思う。

F委員が言われたような、企業の経営者、議員。法律の中に組み込まれた 差別というのが、私たちはほとんど無自覚に実行してしまう。法律で規定さ れているから、それでいいって思うと、そこのところにもうジェンダー差別 が入っているっていうケースはたくさんある。そういうことを最初に書いて おくことが、今までにない新しい視点ではないか。

D委員: 私は、基本方針の冊子を開いたときに、人権問題がどれくらいあるのか、 それが地域では、どういうふうに取り扱われ、どのような問題があって、問題が起こった時に、ここに行けばいいというのが、一目で見てわかるもの。 また開いたときに、表を用いたものであるなど、そういうのを何パターンか 作るのもいいと思う。やはり、さまざまな市民が見るので、市民が一目見て わかるということが大事だと思う。

それと、人権のこととは関係ない話かもしれないが、今回、カナダで発見された、人を浄化するという、ネイティブインディアンの方々が、子どもを引き取って、白人化にするということで子どもたちの死体が、カモループで発見された。カナダのことということではなく、どこの国でもそういうことをするというのが、メディア発信されている。

そして、この方針にもあるが、人権啓発に効果的だと思うという意識調査で、多くの人がテレビ・ラジオと答えている。テレビ・ラジオは効果的でいいのではと、捉えていたが、違うのではないかと。悪いことも、テレビやメディアから、影響を受けるということではないかと。先ほど、E委員から意見があったように、権威のある人が悪いわけではない。その人にも人権があるし、仕事があり、家庭もある。ただ、その人がメディアで発信され、市民はすごく影響を受けるという事実。やはり、人間はそういうものを持ってい

る。そういう事実を基に考えようという視点も加えてほしいと思う。

A委員: 現基本方針の16ページ「1.人権の普遍的な視点からの取組」にある 「自尊感情の育成」について、私は、自己肯定感と自尊心は同じものである と理解しており、自尊感情は、環境によって決まってくると思う。

例えば、子どもで言ったら、難しい課題を出され続けて、全然できないことをやり続ければ、自尊感情がなくなると思う。一番いいのは、今できることより少し上ぐらいのことに挑戦し、できたと言って達成感を持つことが大事。その子に合った、心の健康、体の健康を保って、そして成長できるような環境を、整える責任が大人にあると思う。それで、子どものうちにいい環境で育ってもらい、自分のことを知り、大人になった時には自分が自尊感情を保てるような、自分が無理なく生活できて、自分が成長できるような環境を自分で自分の周りに作れるように育てていくっていうことが自尊感情のあり方だと考えている。人によっては、大人になってからは自分にはサポートがいるから、こういうサービスを受けながら、自分の自尊感情を保てる環境を自分の周りに、いろんなサービスも受けながら、作っていく必要がある。言葉としては間違ってはいないと思うが、子どもたちが自尊感情を育める環境をみんなで作るとか、そういうふうな感じの方がわかりやすいのかなと。

もう一つは、当事者を理解するっていう意味で、地域に住んでいる当事者と地域の人が交流し、いろんな当事者のさまざまな困りごとなどを理解するということを入れてもらえたらと思う。

C委員: 追加する項目が多くなってきているのだが、なかなかスクラップするようなことが難しいと思っている。現方針は、全 61 ページであるため、かなりページ数が膨らむのではないかとイメージしている。今度は逆に読みづらくなり、いろんな方に見て読んでもらうにしても、見にくくなるのではないか。また、市の現行の計画を総括しながら、基本的には継続すべき事業や、新たに追加する事業の整理、加えて、個別の事案とクロスするものが非常に多いと思うので、そのような見据えた形のものということが大事ではないか。

もう一つは、WITHコロナ、コロナ禍で、リモート環境とかウェブ上の問題。インターネット等の新たな取組の中に入れていくこと、整理をしていくということを、この基本方針の中に盛り込みながら、普遍的なところを中心に整理をするというのが一番大事かなと思う。別冊になるかもしれないが、具体的な事業や方針というものは、そこでまとめていくという方法も手法としてはあるのではないかと思う。第1回審議会の時に私が意見した、市の行政計画、高齢者、障害者、子ども、さまざまな分野の計画があるので、各原課に任せるところ、もしくは、連携して取り組んでいるところというものが非常に大事ではないかと思う。

会 長: 書き方について、理念は当然大事であるが、書き加えていくと分量が多くなるばかりで、何を整理していくのかというのは難しい。ただ現基本方針の場合は、どの自治体でも共通するような内容になっている面があり、やはり伊丹市の独自性だとか、伊丹市が抱える問題を押さえた書き方だとか、それから人権というのがみんなに関わる、自分ごとの問題だとして考える必要があるということを冒頭に入れるということについて、本日の意見を反映するたたき台を事務局が作成するものとする。

議題(2)個別の人権課題に関する成果及び課題並びに今後の方向性について

会 長: 議題(2)に移る。まずは、個別人権課題の主な取り組み並びに成果及び 課題について、事務局より説明を。

(事務局 資料4の2~3ページを説明)

会 長: 資料4の2~3ページの説明と、資料14の伊丹市人権教育・啓発推進会議の委員の意見を基に、意見いただきたい。

F委員: 今回非常に貴重な意見をいただいたと思う。

一つは、いろんな問題が繋がっているということ。つまり、人権問題の範囲はあると思うが、資料 14 を見ると、必ずしも人権問題とは言えないかもしれない困り事から、それぞれのサービスの中の要望や苦情、トラブルの解決といった相談も結構あり、それぞれのサービスなり、制度の中で、効果的に解決をしていく。ただそれがあまり上手くいっていないのではないか。その辺に関しては、もう少し、どのようにしていくのかを考える必要があるのではないか。

もう一つは、例えば、ジェンダーの問題、セクシャリティの問題、外国人の問題に関しては、かなり専門性が要求されるところがある。国際的な議論、国内的な議論がどんどん進んでいるところでもあるので、専門性が要求されるが、そういう専門性にどうやって答えていくのか。人権問題に関して、専門的な知見を持つようなところをどう設けていくのか、或いは人権擁護委員などが教育・啓発についても、主体的に取り組んでもらう体制が求められるのではないか、二極化・二面的な対応がありえるのではないか。

会 長: 1点目の、さまざまな人権課題がお互いに結びついているようなものもあり、相談として上がってくる問題が厳密な意味で、人権問題と言えないような困り事なんかも上がってきている。そういうすごく広いというところがあ

るということも踏まえるべきだということか。それとも何か整理が必要だと いうことか。

F委員: あえて言えば、それぞれの制度問題であり、或いは近所の見守り問題なり、他の、枠組みで引き取るべき問題が、多々あるような感じがする。人権 擁護委員に話が回ってくるっていうことは、他の枠組みで十分受けとめきれ てないのではないか。

A委員: 話が違うかもしれないが、何か困り事で相談したときに、怒られたり、責められたりしたように感じて、「もういい」となってしまう、ということをよく聞く。人権侵害状態にある人は、ストレスなどがあり、うつ的な感じになったりしてしまう。だから、やはり相談を受ける職員には、相談に来ている人がどんな心理状態になっているのか、どういうふうに対応したら安心感や信頼感を持って関係性を作っていけるのか、そういうスキルは必要ではないかと思っている。

会 長: 人権侵害を受けた方が、実際に公的な相談窓口でそういった経験されたことがあるということか。

A委員: かなりあると思う。相談したが、何の解決にもならなかったから、「もういい」と。

会 長: 相談員は、まず受容することが第1の姿勢。そういう研修がいるということか。

A委員: 多岐にわたる相談を対応する人には、やはりいると思う。

C委員: F委員の意見について、やはりそれぞれの制度の中で充実させさせていくべき事項、要望が非常に多いことから、先ほど私が話したとおり、各主要な担当課で担うべきところの整理はやはり必要なのではないか。また、現基本方針 47 ページの市職員等に対する研修は、非常に重要。現行の制度、法律に基づいた対策の中で、人権意識を向上させるというところが必要。

B委員: 伊丹市人権教育・啓発推進会議委員は、伊丹における人権問題に限らず、 そういう問題をすごくリアルに捉えており、啓発っていうものの必要性を、 我々に示していると思う。

例えば、子どもが相談に来ないことに、自分の役割が何か果たせていないのではないかという話が資料 14 の中にある。その気持ち自体はよく分かるが、子どもは公の相談に来ない。だから子ども食堂などで親しくなった人

に、少し相談する。相談の限界を、考えておいたほうがいいのではないか。 また、「あなたが困った時にどこに相談しましたか」という統計を取る と、行政は少ない。自分の知り合い、友人、運動団体などに行く人が多い。 資料4では、啓発を効果的に行うことが、今までのこの基本方針に、その 効果が大切だっていうことは言っていた。しかし、今回の見直しでは、効率 的に行うっていう言葉が頻出しているが、啓発は一番効果がわかりにくく、 かつ効率さえ求められないような行為だと思う。それに対して、あまりにも 効果や効率を期待しすぎていて、何かそれが進捗状況を評価する基準になっ ているには、むしろ間違いである。

相談員は効率的に配置していると思うが、しかしそれが実は、効率的でないやり方が必要だっていうことをむしろあかしているような、私はそれを指摘として認識している。

E委員: 資料4を見て、大体啓発が一定進んだという話になっており、何をもって そういうことを言っているのかは分からないが、資料14を見ると、啓発し てくれというような話はあんまりなく、困りごとの対応を求められているの かなと。先ほどB委員の意見にもあったが、相談というのは一定限界がある と思われ、また、ハードルが高いということもあると思う。私も、人権擁護 委員で人権相談対応をしているが、隣の部屋では法律相談をしており、法律 相談は朝から人がいっぱいであるが、人権相談は全然人が来ない。法律問題 もある意味、人権問題であると思うし、女性や子どもに関するものもすべて 人権問題のはずなのだが、「人権相談」というと来ない。こういうことが、 相談の限界性というのがあるのかなと。

相談体制について、現場体制を求めつつも、それに対応するようなものを 提供できてない。人権相談の、ハードルを下げる、そして横断的にすると か、何か考えないといけない。例えば、人権相談でこんなことを行うことも できるし、もし人権相談できなかったら、いろんな相談窓口で対応できる。 そしてそれが解決に導いてくれる。そこのコーディネート機能は市のどこが するかなど、もっと実際的に役立つものがないといけないのではないか。

D委員: 先ほどA委員が提案されたカフェについて、人は飲食すると、心がそこに長くいるっていうのもあると思うが、私は大丈夫って思っている人も、実はDVを受けていたなどよくあると思う。つまり、伊丹が本当に新しいことを目指すなら、そういう人が集える場所を作り、そこでまず始めてみる。そして人権擁護委員であるとか、人権問題などを勉強している人だからって言っても、一人で聞いているとしんどくなるという話も聞く。しかし、カフェみたいに、いろんな人がいて、食べ物があるといった集える場所は、私はすごく効果的だと思っており、自分もそういう場があったら手伝いたいと考えている。他の市でも行っているというのは聞いたことがあるので、伊丹の行政

でもバックアップしながら、実際に動き出せれば、新しい突破口の一つになるのではないか。

会 長: 要するに相談窓口を設けても来てもらわなければ意味がなく、さまざまな 工夫が必要。これは各委員、共通した指摘である。

G委員: 資料 4 について、F委員の意見と近いが、現基本方針の記載している施策などと、結びついていないように感じている。例えば、私の専門は外国人だが、現基本方針の 33 ページの外国人の項目部分の冒頭では、「国連において、昭和 23(1948)年の世界人権宣言の採択以降~」から始まっており、制度はとても古い。資料 4 では、多文化共生推進指針が最後に記載されているが、現基本方針には記載されていない。このようなとても大事な外国人関係の法律や指針などが、きちんと今の外国人の問題に反映されているのかというと、あんまりそれを意識していないような書き方であり、この制度がもうないのかどうかというのは、とても気になる。

私は、特に外国人の子どもの教育に関わっており、80年代、90年代は教育指針がたくさんあり、それを根拠に、ちゃんとやっていないのではないかと言えた。しかし、今はどこの市でも、指針は無くしましたとは言わないが、あるのかどうかという話になり、人権という視点が入った制度であるかどうかというチェック体制になっていないのではないかと思う。だから、啓発の部分だけがすごく強調されているような傾向にあるのではないか。基本方針と多文化共生推進指針が、きちんと連動しているのかどうか。

もう1点は、本人が読めるようなもの。子どもが読める、外国人が読める、女性が読めるなど、自分のことと思えるようなもの。この行政用語を見ただけで、私も読みきれない、読みたくもないと思ってしまう。この基本方針を子どもが持って、「それはおかしい」と言ってくれるようなものならよいが、実際は扱えないのではないかと思っている。それで、相談員が困っている現実があり、それを受けとめ、見直しを図ることが、今回の仕事ではないかと思っている。

A委員: 資料 14 の、相談が来ないということについて、平成 30 度の虐待の件数の報告では、大体伊丹市で約 600 件の新規通告があり、対応している。伊丹市の子ども、18 歳以下の人口が約 35,000 人で、そのうち、約 1.7%の人は虐待状態にある。

また、両親が発達障害で子どもが発達障害といった遺伝するケースも多くある。虐待状態にある家庭や、発達障害がある家庭、日常生活にうまく対応できず、虐待のような状態が発生してしまうというのもかなりあると思う。そういう家庭はたくさんあり、私ができることは手伝うことをしているが、それでも困っていることはたくさんある。

私の理想は、人権擁護員に電話し、そこから適切なサポートへ繋がり、その家庭の生活がスムーズになり、親も子どもも安心感を持って生活できるようになる。実際にそういうふうなことができるように持っていくような方針が必要ではないかと思う。

今、教育虐待いうのも出てきており、夜中11時、12時に電車に乗ったら、駅のホームや電車の中で小学生が鬼ごっこしているなど、私からしたら虐待と感覚では思う。そういう実態を把握してない。しかし、市も限界があると思うので、やはり行政だけでなく、地域に住んでいる人全員で取り組んでいかないと、難しいのではないかと思っている。

- G委員: 複合的な人権課題を抱えている人はたくさんいる。例えば、障害であり、かつ女性、外国人と他の問題など、そういう複合的な課題を抱えているという視点も、これからは必要ではないか。だからこそ、市や関係機関、その他の機関等が連携してその問題を解決しないと解決できない。外国人問題と言ったけれども、子どもの貧困問題や、親の就労問題など、複雑な問題が増えているように思う。特定の問題と言えない、複合的なものが出ているということを、どこかで示していく必要があると思う。
- 会 長: G委員の意見のとおり、さまざまな形があり得る問題、そこの視点が抜け 落ちているような表示では問題があると思う。
- A委員: 質問だが、例えば、この基本方針を見直し、市のそれぞれの課は、基本方針を読んで、その過程でできることを考えてもらうという理解でいいのか。もしくは、この場で、女性という人権分野について、女性に関する課題や、細かい取組を記載し、各課で取り組んでもらうということなのか。実際には全部の人権課題について、委員がそれぞれの人権課題に詳しいわけでもないので難しいのではないかと思った。進め方としては、例えば、それぞれの今出ている意見をそれぞれの課で1回見てもらい、各課でできることを確認してもらうといった方法もいいのではないか。
- 会 長: 細かく、何に取り組むべきかというのを網羅するではなく、やはり方向性。市として取り組むにあたり、何が大事なのか、そういったポイントを外さないことが大事である。そういう点について、意見をいただきたい。 現基本方針が、一応ベースになるので、ここのどこを改めて、何を付け加え、何がいらないか、そういった意見もいただきたい。
- C委員: G委員の意見である複合的な問題については、子どもの部分で言うと、ヤングケアラーの問題だと思う。一つの子どもというテーマではあるが、複合的な要素が絡んでいるっていう部分だと思う。そういうクロスした形や、E

委員のコーディネートしていく、そういう役割が必要ではないか。外国の関係で言うと、ニューカマー、オールドカマーの歴史的な背景、部落差別などもそうかと思うので、その辺の押さえ方をきちっと盛り込む必要があるのではないかと思う。

E委員: 市が行っていることが必ずしも正しいとは限らないので、子どもオンブズマン制度などがある自治体は結構ある。

例えば、子どもでいえば、学校と、子供の間でいろんな軋轢が生じた場合に、公共や市などの権力側と離れた、子どもを代弁する第三者性のある機関というのを作っていかないといけないのかなと。本来、人権擁護委員がそういう立場に立つべきだが、なかなか実際上の機能してない現状を考えると、そのようなシステムづくりは、すべての人権課題において必要なのかもしれない。あまりにも市の施策などに頼るという形ばかりではなく、第三者性があるようなところも、もちろん NPO 法人などもあると思うが、そのような機関を市が構築していくことは、今後必要になってくるのではないか。

B委員: 今後少なくとも 10 年、こういう取組を行うことについて、この場だけで決めていいのかどうかは疑問である。

もう一つは、基本方針に記載すると、それに拘束され、それに外れるようなものが入りにくい、入れにくいであるとか、そうなったら本末転倒だと思う。 人権課題は、年々変化していくものなので、毎年見直ししていい。はっきり言って、今後の取り組みは、毎年決めていいのだから。基本方針に書いてしまうことで、逆に拘束されるのではないかと思う。

しかしながら、歴史的にずっと問題が続いているようなことは、やはり 10 年先に向けて、ここで決めておかないといけないという部分もあると思う。

例えば、外国人でいえばオールドカマーの人たちに対する人権の問題は、ニューカマーに問題がシフトしているかのような認識が市にあるみたいな気がするが、そうではなく、しっかりとこの先 10 年、拘束するような取組として載せておくべき。また、それは部落差別についても同じで、部落問題の歴史を伝える。常設展示みたいなものを作る方向性であるなら、そういうものについては今後の取組でしっかり書くべきだと思う。その二面性について、今後のことを考えるときに必要ではないか。

D委員: 基本方針の主な事業というところを見ると、伊同教が関わっている部分が多い。資料 4 の成果を見て、できたというところに違和感がある。成果は数字的に表せるものでもなく、解決したというものではない。成果を出すという形態について、やめないかとまず提案したい。そして、成果を出すためではなく、声を吸い上げるものの機関を作ろうっていうものにしないかと提案したい。

会 長: 資料 4 では、それぞれに成果が上がってきており、市民の意識啓発を一定 図ることができたというのは、抽象的である。一定何かの前進はあったと思 うが、それは違うような気もする。

では、本日の意見をまとめる。

やはり教育・啓発と相談というのが大きな二つの取り組みになる。その相談の問題について、各自治体や国も行っている意識調査だが、人権侵害を受けたことがあるという人に、その後どうしたかのかという質問に対し、一番多いのが「黙って我慢した」、「誰にも相談しなかった」である。次が、「家族などに相談した」。それに対して、「公的な機関に相談した」と回答した人はとても少ない。どの意識調査も、法務局の「人権擁護委員に相談した」は 1%切っている。そういった公的な機関に結びつかないという問題は、今に始まった問題ではなく、依然から変わっていない。結局、公的な機関に相談に行って、何をどうしてもらえるのかということが、依然として何も見えていないところがあり、だから相談に行かないのではないか考えられている。そういった大きな課題であるので、ここを考えていかないといけない。

また、G委員からも意見のあった複合的なケースは、当然たくさんあり、それも踏まえないと、十分な対応もできず、効果的な施策を打ち出すことができない。こういった複合的な事象がたくさんあるということを踏まえて考えていくことは、明記しておく必要があるという意見も、たたき台に反映させていかないといけない。

本日の議論を踏まえ、次回に、更に深めていきたい。これで閉会とする。

(閉会)

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署 名する。

令和3(2021)年 月 日

署名委員

署名委員